

広島県告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

府中市上山町字岡三七二、三七三、一八九八の一、一八九九から一九〇一まで、字丸山八五四、字小仁五西大林八六五、八七五の二、八八六、字大林八六六、八七四、八七五の一、八七六から八八五まで、甲一八九〇、乙一八九〇、丙一八九〇、丁一八九〇、丁一八九一、一八九一の三、丙一八九二、一八九三の五、字桂山八八七、八八八、八八九の一、八八九の二、八九〇、字才之字根甲一八四九、丙一八四九、甲一八五〇、乙一八五〇、甲一八五二、乙一八五二、一八五三、荒谷町字竜田川一九一二、甲一九一三、一一六六二、一一六六三、一一六七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上山町字岡三七二・三七三・一八九八の一・一八九九から一九〇一まで・字大林丙一八九二・一八九三の五・荒谷町字竜田川一九一二・甲一九一三・一一六六二・一一六六三・一一六七五（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）